

■ 吸収缶の種類等

吸収缶は対応可能ガス以外のガスに対しては効果が少なく、時には全く効果がないことがありますので、必ず作業現場のガスの種類に合わせてお選びください。

■ 吸収缶の種類と対応可能ガス

吸収缶の種類	規格 (1)	マスクの種類 (2)			対応可能ガス(例)
有機ガス用(3)	㊸	隔離	直結	直小	クロロピクリン
			直結	直小	シクロヘキサン
			直結	直小	トルエン
ハロゲンガス用	㊸	隔離	直結	直小	塩素
			直結	直小	臭素
			直結	直小	フッ素
アンモニア用	㊸	隔離	直結	直小	アンモニア
亜硫酸ガス用	㊸	隔離	直結	直小	亜硫酸ガス(二酸化硫黄)
酸性ガス用	㊹	隔離	直結	直小	塩化水素
					硝酸
					二酸化窒素
					フッ化水素

注(1) ㊸: 国家検定合格品
㊹: JIS T 8152: 2012「防毒マスク」適合品
(2) 隔離: 隔離式防毒マスク
直結: 直結式防毒マスク
直小: 直結式小型防毒マスク

吸収缶の種類	規格 (1)	マスクの種類 (2)			対応可能ガス(例)
シアン化水素用	㊹	隔離	直結	—	シアン化水素
硫化水素用	㊹	隔離	直結	直小	硫化水素
臭化メチル用	㊹	隔離	—	—	臭化メチル
水銀用	㊹	—	—	直小	水銀蒸気
ホルムアルデヒド用 P.118参照	㊹	—	—	直小	ホルムアルデヒド
リン化水素用	㊹	隔離	—	—	ジボラン
					ヒ化水素(アルシン)
					モノシラン(四水素化ケイ素)
					リン化水素(ホスフィン)
エチレンオキシド用 P.118参照	㊹	—	—	直小	エチレンオキシド
メタノール用 P.118参照	㊹	—	—	直小	メタノール

(3) 有機ガス用の対応可能ガスは、有機溶剤中毒予防規則(有機則)を参照ください。ここでは、代表として第2種有機溶剤のトルエンを掲載しています。

■ 物質に対する適応吸収缶(1)

化学物質の名称等(2)	吸収缶等の種類
アンモニア	アンモニア用
エチルベンゼン	有機ガス用
エチレンオキシド	エチレンオキシド用
塩化水素	有機/酸性ガス用
	ハロゲン/酸性ガス用
	ハロゲン/酸性/亜硫酸ガス/硫化水素用
	土壌汚染特定有害物質対策用
塩素	ハロゲン/酸性ガス用
	ハロゲン/酸性/亜硫酸ガス/硫化水素用
グルタルアルデヒド	ホルムアルデヒド用(防じん機能付き)
クロロピクリン	有機ガス用
シアン化水素	シアン化水素用
シクロヘキサン	有機/酸性ガス用
	ホルムアルデヒド用
	メタノール用
	土壌汚染特定有害物質対策用
1,2-ジクロロプロパン	有機ガス用
ジクロロメタン	有機ガス用
ジボラン	リン化水素用
N,N-ジメチルホルムアミド(DMF)	有機ガス用
臭化メチル	臭化メチル用
臭素	ハロゲン/酸性ガス用
	ハロゲン/酸性/亜硫酸ガス/硫化水素用

注(1) 面体内の濃度を管理濃度等(2)の数値以下にすることができる指定防護係数の面体に取付けてお使いください。
(2) 管理濃度等(濃度基準値、その他化学物質の評価機関により設定されたばく露限界)
(3) 労働安全衛生法施行令別表第9の名称等(別名及びクロロピクリンを除く)

化学物質の名称等(2)	吸収缶等の種類
硝酸	ハロゲン/酸性ガス用
	ハロゲン/酸性/亜硫酸ガス/硫化水素用
シラン(四水素化ケイ素)	リン化水素用
水銀(4)	水銀用
トルエン等(5)	有機ガス用
	有機/酸性ガス用
	メタノール用
	土壌汚染特定有害物質対策用
二酸化硫黄(亜硫酸ガス)(6)	亜硫酸ガス/硫化水素用
二酸化窒素	亜硫酸ガス/硫化水素用
	ハロゲン/酸性ガス用
	ハロゲン/酸性/亜硫酸ガス/硫化水素用
発煙硫酸 なお、硫酸には、防じんマスク(撥水フィルタ)をお使いください。	亜硫酸ガス/硫化水素用(防じん機能付き)
	ハロゲン/酸性ガス用(防じん機能付き)
ヒ化水素(アルシン)	リン化水素用
フッ化水素(7)	有機/酸性ガス用
	ハロゲン/酸性ガス用
	ハロゲン/酸性/亜硫酸ガス/硫化水素用
フッ素	ハロゲン/酸性ガス用
	ハロゲン/酸性/亜硫酸ガス/硫化水素用
ベンゼン	有機ガス用
ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド用
メタノール	メタノール用
硫化水素	亜硫酸ガス/硫化水素用
	ハロゲン/酸性/亜硫酸ガス/硫化水素用
リン化水素(ホスフィン)	リン化水素用

(4) 水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く)
(5) 労働安全衛生法施行令別表第6の2の有機溶剤を含みます。
(6) 亜硫酸ガスは、防毒マスクの規格で使用している名称です。
(7) 労働安全衛生法施行令別表第9では「弗素及びその水溶性無機化合物」としています。

防毒マスクの選択及び使用に当たっての留意事項

厚生労働省通達「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」(令和5年5月25日 基発0525第3号)では、右の場合には、有効な防じん機能を有する防毒マスクの他、防じん機能を有するG-PAPR又は給気式呼吸用保護具を使用するよう記載されています。

- 防じんマスクの使用が義務付けられている業務であっても、近くで有毒ガス等の発生する作業等の影響によって、有毒ガス等が混在する場合
- 吹付け塗装作業等のように、有機溶剤の蒸気と塗料の粒子等の粉じんとが混在している場合